


		海をつくる会 会則	平成30年8月 改正版	
第一章	総則			
	(名称)			
	第一条	本会は『海をつくる会』と称する。		
	(事務局)			
	第二条			
		『平成24 (2012)年8月01日 次に改定』		
		横浜市神奈川区三ツ沢下町9-3 に置く。		
第二章	目的・事業			
	(目的)			
	第三条	横浜を基点として 汚れる海をなくし、安全かつ綺麗で快適な海をつくることを目的とする。		
	(事業)			
	第四条	本会は 前条の目的を達成する為、下記の事業を行なう。 ① 前条の目的に関連した情報提供と社会理解の推進。 ② 市民が潤える海環境づくり。 ③ 水上安全知識の普及 ④ 会員相互の交流 ⑤ 青少年の健全育成 ⑥ その他目的達成に必要な事業		
第三章	会員			
	(会員)			
	第五条	本会の会員は、本会の主旨に賛同する団体及び個人とする		
	-1	団体会員		
	-2	団体会員は、本会の主旨に賛同する各種団体とする 個人会員 個人会員は、本会の主旨に賛同する個人とする		
		『平成13 (2001) 年4月01日 次を追加改定』		
	-3	特別会員 特別会員は、本会が特別に認めた個人を対象とする		
	(会費)			
	第六条	会員は、次に定める会費を納入しなければならない		
		『平成30 (2018) 年4月07日 次を追加改定』		
		個人会員は 年額 3,000 (一口) とする。		
第四章	執行部			
	(執行部の名称、職務)			
	第七条			
		『平成9 (1997) 年4月01日 次に改定』		
		本会は、次の執行部を置く。		
	① 会長	会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。		
	② 副会長	副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理する。		
	③ 事務局長	事務局長は、会長、副会長を補佐し、情報等の的確な伝達、職務の遂行を前提とする。		
	④ 会計	会計は、本会の収支をはっきりさせ 執行部 あるいは 会員より 会計報告の提示があれば 速やかに 提出を行わなければならない。		
	⑤ 他 執行部	広報、安全委員、会報を設置する。		
	⑥ 実行委員会	各種業務により 実行委員会を設置し 実行委員会は 本会に対して 適時な報告を義務とし その業務を 遂行する。		
	(執行部員の選任)			
		『平成9 (1997) 年4月01日 次に改定』		
	第八条	執行部は、会員の4分の3以上の推薦をもって選出する。		
	(執行部の任期)			
		『平成9 (1997) 年4月01日 次に改定』		
	第九条	本会執行部の任期は、1年とする ただし、任期満了後の互選による再選を妨げない。		
第五章	会計			
	(会計)			
	第十二条	本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。		
	(会計年度)			
	第十三条	本会の会計年度は、4月01日に始まり 3月31日に終わる。		
第六章	会則の変更			
	(会則の変更)			
	第十四条	この会則を変更し様とするときは、年次総会において出席者の4分の3以上の議決を必要とする		
第七章	慶弔見舞い			
	(慶弔見舞)			
		『平成11 (1999) 年11月26日 次を追加改定』		
	第十五条	香典費は、次に定める ① 親族 5,000円 (扶養家族、実父母) ② 親族 3,000円 (儀父母等連絡ある場合) ③ 本人 10,000円		
	(弔電)			
	第十六条	弔電、その他に関しては『適切なる手配』とする。		
第八章	会則の変更履歴			
	(会則の変更履歴)			
	-1	昭和59 (1984) 年 施行		
	-2	平成9 (1997) 年4月01日 改定 改定内容 第二条 『事務局』の移転 第七条 『役員の数・職務』の名称変更等 第九条 『役員の任期』変更 第十条 『常任委員会』の廃止 第十一条 『顧問』の廃止		
	-3	平成11 (1999) 年11月26日 改定 改定内容 第七章 第十五条 『慶弔見舞』の追加 第十六条 『弔電』の追加		
	-4	平成13 (2001) 年4月01日 改定 改定内容 第三章 第五条 -3 『特別会員』の追加		
	-5	平成24 (2012) 年8月01日 改訂 第二条 『事務局』の移転		
	-6	平成30 (2018) 年4月7日 改定 第6条-2) 会費の改定		